



要求実現！

J S 労が年間休日数120日獲得！

JRサービック労働組合（J S 労）は3月6日、関西新幹線サービック（サービック会社）と団交を開催し、これまで2年間にわたりサービック会社に要求し続けてきた、年間休日数120日を勝ち取りました。

この間、サービック会社における基準労働時間が7時間45分の勤務に就いている社員の年間休日数は、事業所社員が113日とされていました。しかし、本社勤務の社員は同じ労働時間でありながら、年間休日数が120日と優遇されていました。

J S 労の仲間は、「なぜ同じ労働時間で休日数が違うのか？」と、2024年1月29日、サービック会社に対して「基準労働時間7時間45分の社員の年間休日数を本社社員と同様の120日とすること」を要求しました。その後、団交を開催するも、サービック会社は休日数の違いについて「誰に聞いてもわからない」「過去の記録を調べたがわからない」などと不誠実な回答を行ったため、昨年12月24日、大阪府労働委員会へ誠実交渉義務違反として不当労働行為の救済申立をし、今年2月26日に、第1回調査が開催されました。要求実現は、J S 労が2年間で計7回の申し入れを行い、団交、労働委員会における粘り強い闘いを展開したからに他なりません。

一方、サービック労組は12月24日（J S 労が救済申し立てを行った同日！）、サービック会社に「本社・事業所との年間休日の統一」などの申し入れを行ったようですが、これは要求実現をJ S 労の成果にさせたくない会社の意思によるものと見るのが当然です。

J S 労が勝ち取った大きな成果に対して、組合員・社員の方から「どうしてもJ S 労の手柄にはしたくないという会社と御用組合の思いですね。労働委員会の成果ですね」「J S 労が動く→サービック労使が動く→会社が動いてくことは、要するにサービック労組は何もできないってことですね」「いつも希望を現実に変えて貰いありがとうございます」などのメッセージが届きました。J S 労の闘いが職場に浸透していることが「声」に現れています。

私たちJR東海労はJ S 労と固く連帯すると共に、JR東海労連に結集する全ての仲間と、関係会社を含む全ての労働者の労働条件向上を勝ち取るために闘いをつくり出します。